公　告　第　50　号
令和８年10月20日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長　庄田　直樹

公　　告

下記により、入札を実施するので、「入札（見積）及び契約心得」を熟知のうえ参加すること。

記

1	入札に付する事項	**「航空券等の手配業務委託」**
2	要求基地	**航空自衛隊横田基地**
3	入札方式	**一般競争入札**
4	入札日時	**令和８年11月４日（水）　14時30分** **入札日の前日(土、日及び祝日を含まない。)までに到着した郵便による入札を有効とします。**
5	入札場所	**航空自衛隊横田基地　会計小隊入札室**
6	契約方法	確定契約（総額決定）
7	契約条項を示す場所	航空自衛隊作戦システム運用隊　会計小隊事務室及び横田基地HP
8	参加条件	(1)　予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。 (2)　防衛省防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 (3)　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。 (4)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 (5)　全省庁統一資格で、「役務の提供」のD等級以上に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
9	入札方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。
10	保証金	(1) 入札保証金：免除 (2) 契約保証金：免除 （ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額（見積もる契約金額の100分の5以上）を徴収する。）
11	入札の無効	第8項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
12	契約書等の作成	有
13	適用する契約条項	航空自衛隊標準契約条項　借上契約（請書）・役務供給契約（請書）条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項（工事以外）
14	履行期間	**令和8年11月15日～令和8年11月20日**
15	履行場所	**仕様書のとおり**
16	説明会	無
17	落札決定方式	予定価格の制限に達した金額で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
18	その他	(1)　代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。 (2)　入札参加者は、入札前までに資格決定通知書（写）を下記照会先へ提出すること。 ただし、当該年度に有効な資格決定通知書（写）を既に提出している場合は省略することができる。（FAXによる提出可） (3)　入札室への入室は、入札開始時間の15分前からとし、基地への入門は50分前からとする。 (4)　本入札に関する内訳書等については、会計小隊契約班に照会又は横田基地HPを参照すること。
19	照会先	〒197－8503 東京都福生市大字福生2552 航空自衛隊　作戦システム運用隊　会計小隊　契約班 横田基地HP：https://www.mod.go.jp/asdf/yokota/chotatu.html ＴＥＬ：042－553－6611（内2248） ＦＡＸ：042－553－6647（直通） 担当：山口　　**仕様書問い合わせ先：信岡（内線：4632）**

市場価格調査書

令和 8年　10月　29日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長 庄田 直樹　　殿

下記の通りお見積いたします。　　住　　所

履行期間:　令和8年11月15日～令和8年11月20日　　会 社 名

履行場所:　仕様書のとおり

代表者役職氏名

金 額 : ￥　　(税込み)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備 考
航空券等の手配業務委託	仕様書のとおり	式	1			
内訳						
航空券	仕様書のとおり	名	11			
ホテル	仕様書のとおり	名	11			
レンタカー	仕様書のとおり	台	4			
	以下余白					
合　　計						

入 札 書

貴公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、下記のとおり提出します。

令和8年11月4日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長　　庄田 直樹　　殿

入 札 者
住　　所
会 社 名
代表者名

入札代理人

件　　名	規　　格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
航空券等の手配業務委託	仕様書のとおり	式	1			
	－以下余白－					
総 額 ￥						
履行期間：令和8年11月15日 ～ 令和8年11月20日 履行場所：仕様書のとおり						

委 任 状

令和8年11月4日

契約担当官
航空自衛隊作戦システム運用隊
会計小隊長　　庄田　直樹　　殿

私は　　を代理人と定め、

下記の権限を委任します。

件名：航空券等の手配業務委託

記

1.　入札及び見積に関する事項

代理人使用印

委任者　（住所）
（会社名）
（代表者名）

受任者　（住所）
（会社名）
（氏名）

<table>
<tr><td colspan="4">航空自衛隊仕様書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役　務　等　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品名又は件名</td><td rowspan="6">航空券等の手配業務委託</td><td colspan="2">総隊司運ＬＰＳ－Ｘ００００１</td></tr>
<tr><td>承認</td><td>令和　８年１０月２０日</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>令和　８年１０月１９日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改正</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>航空総隊司令部防衛部運用課</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、オーストラリアにおける机上研究のための航空券、宿泊及びレンタカー契約について適用する。

2　役務に関する要求

ア　履行期間

令和8年11月15日～令和8年11月20日

イ　履行場所

羽田空港～シドニー空港、シドニー空港～キャンベラ空港及びキャンベラＣＩＴＹ

2.1　航空券（Ｅチケット控え）に関する役務内容

2.1.1　実施要領

ア　輸送する人員については、同一便で移動するものとし、同一便での移動が困難な場合については、官側と調整するものとする。

イ　航空会社とのトラブル防止のため、当該航空券（Ｅチケット控え）には、フライト情報及び運賃情報（算出根拠）が欠かさず記載されていること。

ウ　オーストラリア（キャンベラ）に令和8年11月16日（月）1500ごろまでに到着できること。各行程の日時、発着時刻（現地時刻）（基準）及び移動区間は次のとおりとし、座席クラス及び人数は、エコノミークラスを11名とする。

a)　日本国内～シドニー

羽田空港発 11/15（日）　～シドニー空港着 11/16（月）

b)　シドニー～キャンベラ

シドニー空港発 11/16（月）　～キャンベラ空港着 11/16（月）

c)　キャンベラ～シドニー

キャンベラ空港発 11/19（木）　～シドニー空港着 11/19（木）

d)　シドニー～日本国内

シドニー空港発 11/19（木）　～羽田空港着 11/20（金）

2.2　レンタカーに関する役務内容

2.2.1 実施要領

ア　乗車定員5名以上×4両

各車両は、3名乗車状態で90Ｌ程度の手荷物×3名分の搭載可能なものとする。

イ　期間

11/16(月) 1330～11/19 (木) 1600

ウ　受領及び返納場所

キャンベラ国際空港近傍（半径2ｋｍ以内を基準）とするものとする。

エ　操縦手

2名/台指定可能なものとする。

2.3　宿泊に関する役務内容

2.3.1 実施要領

ア　部屋数等：11部屋（各部屋個室）

イ　場所及び宿泊日

キャンベラＣＩＴＹ

11/16（月）～11/19（木）（11部屋（各個室）×3泊、食事なし）

CANBERRA Quality Hotel Dickson と同等クラスとするものとする。(駐車場代金込み。)

3　参加者

ア　11名

イ　参加者の氏名等は,別途契約相手方に対し通知する。

3.1

旅行者は、公用旅券により渡航するものとする。

公用査証の取得等に係る申請、処置等は官側において実施するものとする。

4　品質保証

ア　航空券について、官側の都合により取消又は変更が発生した際の手数料等については、契約担当官と協議するものとする。その際、契約相手方は、手数料の算出根拠を契約担当官に提出するものとする。

イ　目的地到着までに発生した問い合わせ等について、土日祝日を含み対応できるものとする。

4.1　検査

監督・検査については、関係標準契約条項及び契約担当官の定める検査要領によるものとする。

5　その他の指示

5.1　仕様書の疑義

契約相手方は、本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度契約担当官と協議し、その指示に従うものとする。